

議案第99号

芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町総合体育館設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表団体利用料の部に次のように加える。

託児所兼会議室	〃	220
---------	---	-----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

芽室町総合体育館内部改修工事において、館内に託児所兼会議室を整備したことから、関係条例の整備をしようとするものであります。

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
	区分	基本利用料（上限）		区分	基本利用料（上限）
団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570	団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480		第2競技場	〃 480
	研修室	〃 170		研修室	〃 170
	<u>託児所兼会議室</u>	<u>〃 220</u>			
—略—			—略—		
<p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>					